

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：南予水道企業団

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	昭和48年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	南予水道企業団	職員数 (H22. 4. 1現在)	36
構成団体名	宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町		
健全化判断比率の状況	財政再生基準以上	早期健全化基準以上	経営健全化基準以上

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	28.14 (21年度)	財政力指数	0.352 (22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	0 (21年度)	財政力指数 (臨時債振替前)	(21年度)
経常収支比率 (%)	90.0 (21年度)	実質公債費比率 (%)	14.8 (22年度)
		将来負担比率 (%)	1.457 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容

旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容

 該当なし

〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	平成22年度 公的資金補償金免除繰上償還に係る南予水道企業団経営健全化計画(仮)
計画期間	平成22年度～26年度
計画策定責任者	企業長 石橋寛久
既存計画との関係	南予水道企業団経営健全化計画(平成19年度次)
公表の方法等	ホームページへの掲載及び議会への報告を予定している。
基本方針	公営企業として決算状況及び収支等の経営情報を把握し、経営の効率化を図る。その上で、より低廉かつ良質で安全な水道水の安定供給に努める。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計	
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	100,108.7	40,485.2	85,692.7	0	226,286.5
	補償金免除額	11,261.9	10,060.1	14,825.0	0	36,146.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0	0.0
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	91,960.2	0	100,644.1	0	192,604.3

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債		100,108	40,485	85,693	0	226,286
合 計 (A)		100,108	40,485	85,693	0	226,286
一 般 企 業 債 (再掲)						
合 計 (B)		0	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		100,108	40,485	85,693	0	226,286

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債						
合 計 (A)						
一 般 企 業 債 (再掲)						
合 計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計	
				うち年利7%以上		
公 営 企 業 債		91,960	0	100,644	0	192,604
合 計 (A)		91,960	0	100,644	0	192,604
一 般 企 業 債 (再掲)						
合 計 (B)		0	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		91,960	0	100,644	0	192,604

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>当企業団の収入は、用水供給料金収入と、地方公営企業繰入金制度に基づく構成団体からの補助金及び出資金の繰入が主なものである。ここ数年、給水人口の減少等に伴い、料金収入が減収傾向にある。支出は、例年予算作成段階において前年度予算および決算値を検証し、経費の削減に努めている。人件費は、ここ数年の人事院勧告の実施や、退職者の補充を行わなかった結果、横ばいか減少傾向になっている。減価償却費は施設の経年に伴い減少し、支払利息は企業債の償還及び平成19年の補償金免除繰上償還により減少している。</p> <p>欠損金については、経費の節減等の結果、平成16年度に処理が終了し、翌年度から減債積立金を計上している。また8ヶ所ある浄水場及び関連施設の更新のための費用である内部留保資金は、ある程度の額を確保するべく努めてはいるが、今後の更新に対しては大幅に不足している。その中で平成14、19年度の料金改定においては、基本料金1m³あたり25円を23円、17円へと引き下げており、構成団体の負担は軽減されている。</p> <p>施設の更新についての考え方としては、使用可能であればたとえ耐用年数を超えていても、修繕等を重ねて使用することとしている。そして、修繕のための部品の入手に事欠くようになって初めて更新を行っている。この方針では、建設改良等の更新費用を減らすことができるため内部留保資金は増加するが、当然に事故のリスクは高まる。そのリスクを職員の保守点検で減らしている。しかし、近年修繕が利かず、更新を迫られている施設が増大しつつあるのが現状である。特に電気計装、機械装置などは事業に必要不可欠な施設であるが、その更新費用はばく大であり、かつ更新の必要に迫られている。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 1104 608 1153">課 題</td> <td data-bbox="608 1104 1444 1153"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1153 608 1220">給水区域内人口の減少による料金収入の減少</td> <td data-bbox="608 1153 1444 1220"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1220 608 1270">課 題</td> <td data-bbox="608 1220 1444 1270"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1270 608 1337">人員削減ができない現状での費用の削減</td> <td data-bbox="608 1270 1444 1337"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1337 608 1386">課 題</td> <td data-bbox="608 1337 1444 1386"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1386 608 1453">施設の老朽化に伴う更新費用の確保</td> <td data-bbox="608 1386 1444 1453"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1453 608 1503">課 題</td> <td data-bbox="608 1453 1444 1503"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1503 608 1570">将来の浄水場の管理のあり方</td> <td data-bbox="608 1503 1444 1570"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1570 608 1619">課 題</td> <td data-bbox="608 1570 1444 1619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1619 608 1641"></td> <td data-bbox="608 1619 1444 1641"></td> </tr> </table>	課 題		給水区域内人口の減少による料金収入の減少		課 題		人員削減ができない現状での費用の削減		課 題		施設の老朽化に伴う更新費用の確保		課 題		将来の浄水場の管理のあり方		課 題			
課 題																					
給水区域内人口の減少による料金収入の減少																					
課 題																					
人員削減ができない現状での費用の削減																					
課 題																					
施設の老朽化に伴う更新費用の確保																					
課 題																					
将来の浄水場の管理のあり方																					
課 題																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入			828			186	40	192		
	1. 企 業 債			828			186	40	192		
	2. 他 会 計 出 資 金	177	167	434	133	136	135	147	55	64	40
	3. 他 会 計 補 助 金										
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	5									
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他	18	3								
	計 (A)	200	170	1,262	133	136	321	187	247	64	40
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	200	170	1,262	133	136	321	187	247	64	40
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	56	197	30	59	26	33	77	118	245	241
	2. 企 業 債 償 還 金	378	341	1,438	315	324	502	379	314	160	99
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
	計 (D)	434	538	1,468	374	350	535	456	432	405	340
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	234	368	206	241	214	214	269	185	341	300	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	232	359	205	238	213	213	265	179	329	288	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	2	9	1	3	1	1	4	6	12	12	
計 (F)	234	368	206	241	214	214	269	185	341	300	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	2,758	2,417	1,807	1,491	1,167	851	512	390	230	131	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	102	90	78	26	23	20	13	8	4	3
	うち基準内繰入金	102	90	78	26	23	20	13	8	4	3
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分	177	167	434	133	136	135	147	55	64	40	
	うち基準内繰入金	177	167	434	133	136	135	147	55	64	40
	うち基準外繰入金										
合 計		279	257	512	159	159	155	160	63	68	43

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率 (%)	106.67	111.97	105.50	106.88	111.80	107.98	104.58	105.05	104.91	104.78
資本費 (円又は%)	52	44	40	29	28	26	23	21	20	20
総収支比率(法適用) (%)	111	116	110	114	118	114	111	112	112	112
経常収支比率(法適用) (%)	111	116	110	114	118	114	111	112	112	112
営業収支比率(法適用) (%)	121	126	117	113	117	112	107	106	105	105
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	10	9	9	3	3	2	2	1	0
	うち基準内繰入金 (%)	10	9	9	3	3	2	2	1	0
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	89	98	34	100	100	42	79	22	100
	うち基準内繰入金 (%)	89	98	34	100	100	42	79	22	100
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	固定費と基本水量に基づく基本料金、変動費と使用水量に基づく使用料金の2本立てである。変動費・固定費は、過去5年間の決算額等から以後5年間の見込額を算定し、使用水量は、構成団体から要望水量の提出を受けており、構成団体に過大な負担を強いることなく客観的に判断し、料金を5年毎に改定する。収入は100%を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	地方公営企業繰出金制度に基づく繰入金のみであり、収入は100%を見込んでいる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	経年劣化が進んでおり、特に電気計装、機械設備の更新には多額の資金が必要とされる。また、それらの更新が目前に迫っているが、その更新費用に苦慮しているのが現状である。当企業団では、内部留保資金の確保に努めることで、極力自己資金による設備の更新を基本としている。なお、土地を含め、無駄な遊休資産がないため、売却による収入は見込めない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	平成19年度の補償金免除繰上償還に際し策定した、南予水道企業団経営健全化計画を前提とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改進黨業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		<p>当企業団では、平成19年度の繰上償還でコスト削減分として認められたとおり、定数42名に対し19年度末時点で37名の職員で事業を運営していた。平成20年度末に1名普通退職があったが、21年度、22年度においては臨時職員の採用に止めた。さらに平成21年度末に1名定年退職、1名派遣職員異動があったが、その際の補充も派遣職員1名に止めたため、平成22年度時点においては36名での運営となっている。</p>
定員管理		<p>当企業団の定員は42名となっているが、平成22年度時点では36名で運営している。世代交代が目前に迫り、円滑で無理のない引き継ぎを行うためには、職員の採用が欠かせないが、費用の削減の要請もあり果たせていない。職員全体で20代の者はおらず、特に事務職では、職員4名中1名を除いて55歳以上であるため、今後の見通しが立っていない。</p>
給与のあり方		<p>人事院の俸給表改定により、平成18年4月から新俸給表を使用している。手当も人事院や宇和島市の方針に準拠している。また、特殊勤務手当については、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法によるものは存在しない。</p>
給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>人事院の俸給表改定により、平成18年4月から新俸給表を使用している。当企業団は地域手当の発生する地域ではない。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>技能労務職員に相当する職種は存在しない。</p>
退職時特昇等退職手当のあり方		<p>勤奨退職時に、宇和島市に倣い定年前早期退職特例措置2～20%加算。なお、勤奨退職の実績はない。また、退職手当については、退職手当組合に加入しており、支給水準について見直しは必要ないと思われる。なお、退職時特昇は行っていない。</p>
福利厚生事業のあり方		<p>健保組合の事業主負担については、市町村共済組合、同互助会に加入している。そのため、事業主負担が不適正な団体ではない。</p>
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		<p>前回の繰上償還時の経営健全化計画にも記載したとおり、管内旅費の廃止、管外出張での公用車使用、加除式書籍の停止、材料、消耗品等の適正数量の購入、職員旅行等への福利厚生費の支出の廃止を行っている。今回の繰上償還に際し、新規の経費削減を検討したが、当企業団では前回の繰上償還実施以前から1円でも多くの内部留保資金の確保のために経費を圧縮しており、現在のところこれ以上の削減はできなかった。</p>
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>高圧電気施設の安全管理を(財)四国電気保安協会へ委託している。また、7浄水場の夜間管理業務を外部へ委託し、宇和島浄水場維持管理については(株)東芝へ第三者委託、水質検査は共同施設である南予地方水道水質検査センターで共同検査している。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		現状では、料金水準が著しく低いとは言えない。また、構成団体の財政状況を鑑み、料金の引き上げは難しいように思われる。また、遊休資産および売却可能資産は存在しない。また、料金回収率は構成団体が相手先であるため100%であることや、構成団体の給水人口の低下のため歳入の増加は非常に困難となっている。
料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		現状では、料金水準が著しく低いとは言えない。また、構成団体の財政状況を鑑み、料金の引き上げは難しいように思われる。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		ホームページを開設し、損益計算書、貸借対照表、資金不足比率についての情報を公開している。また、資金収支計算書の公開も検討している。なお、19年度に行った補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画およびそのフォローアップについての公開も実施している。
経営健全化や財務状況に関する情報公開		ホームページを開設し、損益計算書、貸借対照表、資金不足比率についての情報を公開している。また、資金収支計算書の公開も検討している。なお、19年度に行った補償金免除繰上償還に係る経営健全化計画およびそのフォローアップについても公開している。
行政評価の導入		現在のところ、導入の予定はない。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>当企業団では、前回の繰上償還実施以前から経常経費の節減に努め、少しでも多く内部留保資金を確保するべく努めていた。浄水施設維持に当たっても、部品を購入し、職員が直接修理することで費用を節約している。今回の繰上償還に当たり再度経費の見直しを検討してみたが、すでに無駄な支出を抑えているため、新規の見直しには至らなかった。</p> <p>一方、人件費は近年職員の退職が続き、費用の削減のため補充を控えている。その分当然に個々の職員への負担が重くなる傾向にある。前回繰上償還時にコスト削減分として認められた3名分の職員減に加え、平成21年度末には職員が2名退職（うち派遣職員1名）したが、その際の補充を派遣職員1名に抑えることで年間900万円の人件費を節減した。現在は定数42名のところを36名で運営している。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成9年度料金改定時に用水供給量の増加が見込まれない状況の中、前年度までの赤字決算と未処理欠損金の解消を図るため、使用料金を引き上げた。平成14年度料金改定では、経年による減価償却費等の減少を考慮し、基本料金の引き下げを行った。これらの結果、平成16年度には欠損金は解消し、平成19年度料金改定では、さらに基本料金を引き下げ、構成団体の経費削減に協力している。今回の繰上償還を含め、なお一層の歳出の削減に努め、財務状況をより健全なものとしたい。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>料金収入による運営を基本理念としており、一般会計からの基準外繰入の予定はない。</p>
4 その他	<p>資産の有効活用については、現在内部留保資金のうち、5億2千万円を定期預金にしている。しかし、近年長期に渡る日銀のゼロ金利政策の結果、預金利息が伸び悩み、前回の補償金免除繰上償還に伴う経営健全化計画策定時ほどの経営改革促進効果が確保できなくなっている。そのため定期預金から国債へ運用方法をシフトさせることも検討したが、それに値するだけの利息収入がないことや、資金の流動性の観点から現状のままとすることとした。</p>

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)	
	累積欠損金比率	当初計画の目標値(実績値)											
		延長計画の目標値											
		企業債現在高	2,417	2,069	1,746	1,413	1,087	752					
		延長計画の目標値		1,807	1,491	1,167	1,087	752		390	230	131	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	料金改定率		0	-10.05%	0	0	0	0						
	改善効果額(料金の適正化)			0	0	0	0	0						
	未収金の徴収対策			0	0	0	0	0						
	改善効果額			0	0	0	0	0						
	一般会計負担金の額			0	0	0	0	0						
	改善効果額(負担金の確保等)			0	0	0	0	0						
	資産の有効活用		0	0	4	4	4	4						
	改善効果額(収入増額)			0	4	4	4	4	16					
	その他()			0	0	0	0	0	0					
	改善効果額			0	0	0	0	0						
	【経費の削減】													
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)		278	275	275	275	275	275						
	改善効果額													
	人員削減に伴う人件費削減		8	16	16	16	16	16						
	改善効果額			16	16	16	16	16	80					
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等													
改善効果額(適正化)														
工事コスト														
改善効果額(縮減額)														
その他(委託料)		63	63	60	60	60	60							
改善効果額			0	3	3	3	3	12						
その他(旅費)		0	0	0	0	0	0							
改善効果額			2	2	2	2	2	10						
当初計画改善効果額 合計									118					
(参考)当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									98					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
	料金改定率													
	改善効果額(料金の適正化)													
	未収金の徴収対策													
	改善効果額													
	一般会計負担金の額													
	改善効果額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善効果額(収入増額)													
	その他()													
	改善効果額													
	【経費の削減】													
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)													
	改善効果額													
	人員削減に伴う人件費削減					276	277	278			278	280	280	
	改善効果額						9	9		9	9	9	45	
	その他()													
	改善効果額													
	維持管理費等													
改善効果額(適正化)														
工事コスト														
改善効果額(縮減額)														
その他()														
改善効果額														
延長計画改善効果額 合計 A									45					
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B									0					
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C									0					
A + B + C									45					
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									36					

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)
経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	135	133	131	129	128	126	124	122	120	118
年間総有収水量 (千m ³)	6,678	6,745	6,768	6,273	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424	6,424
公称施設能力 (m ³ /日)	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310	39,310
1日最大配水量 (m ³ /日)	23,958	24,121	25,217	21,056	23,685	24,121	24,121	24,121	24,121	24,121
最大稼働率 (%)	60.9	61.4	64.1	53.6	60.3	61.4	61.4	61.4	61.4	61.4
供給単価 (円/m ³)	129.42	128.93	117.11	116.96	117.97	118.00	113.64	113.33	113.01	112.70
給水原価 (円/m ³)	128.98	122.10	115.42	108.07	102.83	112.39	110.68	109.12	108.34	108.03

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

経営改善額900万円の根拠

給料	5,304,552
通勤手当	49,200
管理職手当	480,000
期末勤勉手当	2,097,029
給料・手当計	7,930,781
4～8月愛媛県市町村職員共済組合負担金	408,163
4～8月愛媛県市町村職員互助会負担金	4,424
9～11月愛媛県市町村職員共済組合負担金	261,172
9～11月愛媛県市町村職員互助会負担金	2,648
12～3月愛媛県市町村職員共済組合負担金	348,197
12～3月愛媛県市町村職員互助会負担金	3,530
6月賞与愛媛県市町村職員共済組合負担金	144,819
12月賞与愛媛県市町村職員共済組合負担金	172,532
愛媛県市町村職員共済組合負担金基礎拠出負担金	22,074
愛媛県市町村職員共済組合追加費用	293,577
地方公務員災害補償基金負担金	12,526
法定福利費計	1,673,662
合計	9,604,443